

古紙再生促進センターが緊急古紙備蓄事業を行う

暮れの12月17日 (財)古紙再生促進センターの書面による臨時理事会が開かれた。内容は、一連の世界同時不況で古紙の余剰化が顕現し、年末対策として一時的な備蓄事業を緊急実施することに諾否を求めたものだ。

実施対象地域は古紙発生量4割占める関東地区に限定している。

主旨は理解できるが、疑問点も残る。

事業概要は、

センターが段ボール・新聞古紙合わせて1万トンに関東商組から買入れ指定の製紙工場ヤードに備蓄し、備蓄放出時に当該製紙メーカーに売り渡すものとする。

備蓄期間は平成20年12月18日から原則26日までとする。

売渡期日は21年3月31日とする。

センター買入価格は11月の問屋仕入れ価格を基準とし、売渡価格3月の製紙メーカー実勢価格とする。(両価格ともセンター業務委員会発表の関東価格に運賃を加えて算出)

疑問点として

- ・古紙センター事業であれば全国が対象になると思うが、なぜ関東商組の特定業者に限られるのか？
- ・18日の臨時理事会結果が発表になっていない時から買入事業が始まり、納入業者と割当量も決定していたのはなぜか？
- ・今回回収業界は、取引問屋に納入枠を制限され、余剰分は輸出価格で仕切られることを強いられている業者が多い。この備蓄事業が回収業界にどのような利点をもたらすのか？
- ・減産強化している国内製紙メーカーのヤードに3ヶ月だけ備蓄を要請し、余剰状態を作つてさらに古紙価格を下げる口実に使われるのではないのか？
- ・中長期の備蓄ヤードを新設して、余剰している間の古紙を凍結する方法を施設を設置して恒常的に使用可能にしなければ、備蓄効果はないのではないのか？

この事業に、市民・行政担当者・回収業者のご意見をお聞かせ下さい。

業務委員会 古紙部会 <調査>